

※ 受講区分及び証明書類等

1 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者

1に該当: 証明書類1点【石綿作業主任者技能講習修了証の写し】

2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者

3 学校教育法による短期大学(修業年限が3年である者に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。ニにおいて同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

4 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)

5 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者

2～5に該当: 証明書類2点【卒業証明書(原本)、実務経験証明※(申込書に押印)】

6 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者

6に該当: 証明書類1点【実務経験証明※(申込書に押印)】

7 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者

7に該当: 証明書類2点【技能講習修了証の写し、実務経験証明※(申込書に押印)】

8 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者

9 環境行政(石綿の飛散の帽子に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者

8～9に該当: 証明書類2点【行政機関職務履歴証明書、実務経験証明※(申込書に押印)】

10 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

10に該当: 証明書類1点【職務履歴証明書又は実務経験証明※(申込書に押印)】

11 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者

11に該当: 証明書類1点【職務履歴証明書又は実務経験証明※(申込書に押印)】

12 2～11までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

12に該当: 証明書類1点【職務履歴証明書又は実務経験証明※(申込書に押印)】

2～5までに規定する「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法(昭和25年法律第202号)第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。

12に規定する「同等以上の知識及び経験を有する者」には、作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。)であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれること。

【 申込先※申込書は別紙 】 〒950-0162 新潟市江南区亀田大月3-6-11

株式会社東新重工 亀田講習センター

電話 025-381-7726 ・ FAX 025-381-7714